

厚生労働省発保 0420 第 12 号  
平成 29 年 4 月 20 日

健康保険組合理事長 殿

厚生労働事務次官  
( 公 印 省 略 )

健康保険組合特定健康診査・保健指導費の国庫補助の一部改正について

健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 154 条の 2 に基づく国庫補助金の交付については、平成 23 年 3 月 31 日厚生労働省発保 0331 第 1 号厚生労働事務次官通知の別紙「健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金交付要綱」（以下「交付要綱」という）により行うこととされているが、今般、交付要綱の一部が別添新旧対照表のとおり改正され、平成 29 年 4 月 1 日から適用することとされたので通知する。

◎「健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金交付要綱」新旧対照表  
 (平成 29 年 4 月 20 日厚生労働省発保 0420 第 12 号厚生労働事務次官通知別紙)

傍線部分は改正箇所

新		旧							
別 紙 健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金交付要綱  1～3 (略)  (交付額の算定方法) 4 この補助金の交付額は、次の表の <b>第 1 欄に定める区分毎に</b> 、 <b>第 3 欄</b> に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額に <b>第 4 欄の補助率</b> を乗じて得た額と第 2 欄に定める基準額とを比較して少ない方の額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。		別 紙 健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金交付要綱  1～3 (略)  (交付額の算定方法) 4 この補助金の交付額は、次の表の第 2 欄に定める対象経費の実支出額から寄付金その他の収入額を控除した額に <b>3分の 1</b> を乗じて得た額と第 1 欄に定める基準額とを比較して少ない方の額とする。ただし、算出された額に 1,000 円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。  【※文末から移動】							
<u>1. 区分</u>	<u>2. 基準額</u>	<u>3 対象経費</u>	<u>4. 補助率</u>						
特定健康 診査	次により算定した額の合計額  実施方法別の基準単価に、厚生労働大臣の認めた実施人員を乗じた額 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center;"><u>実施方法</u> (注)</td> <td style="text-align: center;"><u>基準単価</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">                             集団                              健診                         </td> <td style="text-align: center;">                             基本的な健診項目のみ実施                         </td> </tr> </table> </td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">                             1,396 円                         </td> </tr> </table>	<u>実施方法</u> (注)	<u>基準単価</u>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">                             集団                              健診                         </td> <td style="text-align: center;">                             基本的な健診項目のみ実施                         </td> </tr> </table>	集団 健診	基本的な健診項目のみ実施	1,396 円	特定健康診査の実施に必要な諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、賃金、保険料、雑役務費、委託費、共同事務費 (負担金)	1 / 3
<u>実施方法</u> (注)	<u>基準単価</u>								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">                             集団                              健診                         </td> <td style="text-align: center;">                             基本的な健診項目のみ実施                         </td> </tr> </table>	集団 健診	基本的な健診項目のみ実施	1,396 円						
集団 健診	基本的な健診項目のみ実施								

	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="224 81 313 440" rowspan="3">個別健診</td> <td data-bbox="313 81 495 204"> <u>基本的な健診項目と詳細な健診項目の実施</u> </td> <td data-bbox="495 81 618 204"> <u>1,693 円</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="313 204 495 319"> <u>基本的な健診項目のみ実施</u> </td> <td data-bbox="495 204 618 319"> <u>1,830 円</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="313 319 495 440"> <u>基本的な健診項目と詳細な健診項目の実施</u> </td> <td data-bbox="495 319 618 440"> <u>2,200 円</u> </td> </tr> </table>	個別健診	<u>基本的な健診項目と詳細な健診項目の実施</u>	<u>1,693 円</u>	<u>基本的な健診項目のみ実施</u>	<u>1,830 円</u>	<u>基本的な健診項目と詳細な健診項目の実施</u>	<u>2,200 円</u>				
個別健診	<u>基本的な健診項目と詳細な健診項目の実施</u>		<u>1,693 円</u>									
	<u>基本的な健診項目のみ実施</u>		<u>1,830 円</u>									
	<u>基本的な健診項目と詳細な健診項目の実施</u>	<u>2,200 円</u>										
<u>特定保健指導</u>	<p data-bbox="224 692 651 847"> <u>次により算定した額の合計額</u>  <u>次に定める実施方法別に、基準単価を厚生労働大臣が認めた実施人員に乗じた額。</u> </p> <table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="224 847 495 967">実施方法</th> <th data-bbox="495 847 651 967">基準単価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="224 967 495 1206"> <u>当該年度内に初回面接から実績(6ヶ月以上経過後)評価まで全て実施する場合</u> </td> <td data-bbox="495 967 651 1206"> <u>2,040 円</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="224 1206 495 1342"> <u>初回面接の終了まで(初回面接)</u> </td> <td data-bbox="495 1206 651 1342"> <u>1,632 円</u> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="224 1342 495 1501"> <u>初回面接終了後から実績評価の終了まで(実績評価)</u> </td> <td data-bbox="495 1342 651 1501"> <u>408 円</u> </td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="224 1102 313 1366" style="writing-mode: vertical-rl; transform: rotate(180deg);"> <u>(実施基準第7条第1項) 動機付け支援</u> </p>	実施方法	基準単価	<u>当該年度内に初回面接から実績(6ヶ月以上経過後)評価まで全て実施する場合</u>	<u>2,040 円</u>	<u>初回面接の終了まで(初回面接)</u>	<u>1,632 円</u>	<u>初回面接終了後から実績評価の終了まで(実績評価)</u>	<u>408 円</u>	<p data-bbox="674 692 898 1238"> <u>特定保健指導の実施に必要な諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、賃金、保険料、雑役務費、委託料、備品購入費、共同事務費</u>  <u>(負担金)</u> </p>		
実施方法	基準単価											
<u>当該年度内に初回面接から実績(6ヶ月以上経過後)評価まで全て実施する場合</u>	<u>2,040 円</u>											
<u>初回面接の終了まで(初回面接)</u>	<u>1,632 円</u>											
<u>初回面接終了後から実績評価の終了まで(実績評価)</u>	<u>408 円</u>											

(実施基準第8条第1項)	積極的支援	当該年度内に初回面接から実績(6ヶ月以上経過後)評価まで全て実施する場合	5,880円			
		初回面接の終了まで(初回面接)	2,352円			
		継続的支援の開始から実績評価の終了まで(実績評価)	3,528円			
<p>※ 65歳以上の対象者については、積極的支援に該当した場合でも、動機付け支援を実施する。</p>						

(注)「集団健診」：医療機関(健診センター等)、市町村保健センター、公民館等の施設や検診車で行う形態で、専用の設備を設けて(日時を指定して健診のみを実施する場合を含む。)健診を行うもの。(個別健診に該当しないもの。)

(注)「個別健診」：医療機関の施設で行う形態で、一般の外来患者に対する設備を共用して健診を行うもの。(受診者が診療を目的として来院している患者に混じって特定健康診査を受診する形態。)

5 (省略)

(交付の条件)

6 (1)～(6) (略)

(7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合(仕入控除税額が0円の場合を含む。)には、

(交付の条件)

6 (1)～(6) (略)

(7) 補助事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る仕入控除税額が確定した場合には、別紙様式第3により速やかに厚生労働大臣に報告しなければなら

別紙様式第3により速やかに、遅くとも補助事業完了日の属する年度の翌々年度6月末日までに厚生労働大臣に報告しなければならない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、補助金に係る仕入控除税額があることが確定した場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に返還しなければならない。

(8) (略)

(9) 4の第1欄に掲げる区分の間で事業に要する経費の配分の変更をする場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。

7～12 (略)

【※4の下へ移動】

ない。

なお、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の一支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。

また、厚生労働大臣に報告があった場合には、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を国庫に納付させることがある。

(8) (略)

7～12 (略)

1. 基準額		2. 対象経費
○特定健康診査		○特定健康診査
次により算定した額の合計額		特定健康診査の実施に必要な諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、賃金、保険料、雑役務費、委託費、
実施方法別に次表の基準単価に厚生労働大臣の認めた実施人員を乗じた額		共同事務費（負担金）
実施方法 (注)	基準単価	
<集団健診>		
基本的な健診項目のみ 実施	円 1,396	
基本的な健診項目と詳細な健診項目の実施	1,693	
<個別健診>		

基本的な健診項目のみ 実施	円 1,830
------------------	------------

基本的な健診項目と詳 細な健診項目の実施	2,200
-------------------------	-------

※訪問による特定健康診査の実施が必要な者に対し、医師及び看護師等を派遣して行う形態については個別健診の実施とみなす。

○特定保健指導

次により算定した額の合計額

(1) 当該年度内に初回面接から実績(6ヶ月以上経過後)評価まで全て実施する場合

次に定める実施方法別に、基準単価を厚生労働大臣が認めた実施人員に乗じた額。

ア 動機付け支援(実施基準第7条第1項に規定する支援)

2,040円

イ 積極的支援(実施基準第8条第1項に規定する支援)

5,880円

※ 65歳以上の対象者については、積極的支援に該当した場合でも、動機付け支援を実施する。

(2) (1) 以外の場合(特定保健指導の実施期間中、特定保健指導対象者が参加しなくなった者

○特定保健指導

特定保健指導の実施に必要な諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、光熱水料、借料及び損料、賃金、保険料、雑役務費、委託料、備品購入費、共同事務費(負担金)

や被保険者資格を喪失した者も含む。)

実施方法別に次の表の支援段階区分ごとの  
実施人員に基準単価を乗じた額の合計額。

ア 動機付け支援 (実施基準第7条第1項に規定  
する支援)

支援段階区分	基準単価
初回面接の終了まで (初回面接)	円 1,632
初回面接終了後から実 績評価の終了まで (実 績評価)	408

イ 積極的支援 (実施基準第8条第1項に規定す  
る支援)

支援段階区分	基準単価
初回面接の終了まで (初回面接)	円 2,352
継続的支援の開始から 実績評価の終了まで (実績評価)	3,528

※ 65歳以上の対象者については、積極的支援に  
該当した場合でも、動機付け支援を実施す  
る。

(注)「集団健診」・・・医療機関 (健診センター等)、市町村保健センター、公民館等の施設  
や検診車で行う形態で、専用の設備を設けて (日時を指定して健診のみを実施する場合を含  
む。) 健診を行うもの。(個別健診に該当しないもの。)

「個別健診」・・・医療機関の施設で行う形態で、一般の外来患者に対する設備を共用して健  
診を行うもの。(受診者が診療を目的として来院している患者に混じって特定健康診査を受診  
する形態。)

新

別紙様式第1 (略)

旧

別紙様式1 (略)



(1) 特定健康診査経費別内訳 (略)

(1) 特定健項審査経費別内訳 (略)

(2) 特定保健指導経費別内訳 (略)

(2) 特定保健指導経費別内訳 (略)

別紙様式第2 (略)

別紙様式第2 (略)

別紙

平成 年度健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金精算額内訳

(○○健康保険組合 健康保険組合コード：○○○○○○)

基準額	対象経費の 実支出額	寄付金その他 の収入額	差引額 (B)-(C)	国庫補助金 基本額 <small>(A)と(B)×1/3の 大きい方の額</small>	国庫補助金 所要額	国庫補助金 交付決定額	国庫補助金 受入額	国庫補助金 精算額 <small>(F)と(G)の 大きい方の額</small>	差引過 不足額 (H)-(I)
(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円

- (注) 1 「基準額」(A)欄及び「対象経費の実支出額」(B)欄には、経費別内訳の合計金額を記入すること。  
 2 特定健康診査等を実施機関に委託せずに自ら実施する場合で、受診(利用)者から自己負担額を徴収する場合であつて、「対象経費の実支出額」(B)欄に自己負担額が含まれている場合は、「寄付金その他の収入額」(C)欄に自己負担額を記入すること。  
 (特定健康診査等を実施機関に委託して実施する場合は、「寄付金その他の収入額」(C)欄は0とすること。)  
 3 「国庫補助金基本額」(E)欄には、「基準額」(A)欄と「差引額」(D)欄の額に1/3を乗じた額を比較して少ない方の額を記入すること。  
 4 「国庫補助金所要額」(F)欄には、「国庫補助金基本額」(E)欄の額の千円未満の端数を切捨てた額を記入すること。  
 5 健康保険組合名には、健康保険組合コード(5桁)を併記すること。

別紙

平成 年度健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金精算額内訳

(○○健康保険組合 健康保険組合コード：○○○○○○)

区分	基準額	対象経費の 実支出額	寄付金その他 の収入額	差引額 (B)-(C)	国庫補助金 基本額 <small>(A)と(B)×1/3の 大きい方の額</small>	国庫補助金 所要額	国庫補助金 交付決定額	国庫補助金 受入額	国庫補助金 精算額 <small>(F)と(G)の 大きい方の額</small>	差引過 不足額 (H)-(I)
	(A)	(B)	(C)	(D)	(E)	(F)	(G)	(H)	(I)	(J)
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
特定健康診査										
特定保健指導										
合計										

- (注) 1 「基準額」(A)欄及び「対象経費の実支出額」(B)欄には、経費別内訳の合計金額を記入すること。  
 2 「寄付金その他の収入予定額」(C)欄には、事業内容毎にその額を記入しない場合は、その合計額を事業内容毎に「対象経費支出予定額」(B)欄の額で記入した額を記入すること。  
 3 特定健康診査等を実施機関に委託せずに自ら実施する場合で、受診(利用)者から自己負担額を徴収する場合であつて、「対象経費の実支出額」(B)欄に自己負担額が含まれている場合は、「寄付金その他の収入額」(C)欄に自己負担額の合計額を記入すること。  
 4 「国庫補助金基本額」(E)欄には、「基準額」(A)欄と「差引額」(D)欄の額に1/3を乗じた額を比較して少ない方の額を記入すること。  
 5 「国庫補助金所要額」(F)欄には、「国庫補助金基本額」(E)欄の額の千円未満の端数を切捨てた額を記入すること。  
 6 健康保険組合名には、健康保険組合コード(5桁)を併記すること。

(1) 特定健康診査経費別内訳 (略)

(1) 特定健康診査経費別内訳 (略)

(2) 特定保健指導経費別内訳 (略)

(2) 特定保健指導経費別内訳 (略)

別紙様式第3

番 号  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

補 助 事 業 者 名

平成 年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

平成 年 月 日第 号により交付決定のあった平成 年度健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金について、健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金交付要綱6の(7)の規定に基づき、次のとおり報告する。

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告による精算額 金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要国庫補助金返還額) 金 円

### 3 添付書類

記載内容を確認するための書類(確定申告書の写し、課税売上割合等が把握できる資料、特定収入の割合を確認できる資料)を添付する。

(注) 別添参考となる書類(2の金額の積算の内訳等)

別紙様式第3

番 号  
年 月 日

厚生労働大臣 殿

補 助 事 業 者 名

平成 年度消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

平成 年 月 日第 号により交付決定のあった平成 年度健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金について、健康保険組合特定健康診査・保健指導国庫補助金交付要綱6の(7)の規定に基づき、下記のとおり報告する。

- 1 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第15条に基づく額の確定額又は事業実績報告額 金 円
- 2 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(要国庫補助金返還額) 金 円

(注) 別添参考となる書類(2の金額の積算の内訳等)